

令和2年度 NPO等における専門家相談支援事業助成金 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の自粛を余儀なくされた宮城県内のNPO等に対し、活動の継続のために必要な専門家への相談に要する経費を補助することで、NPO活動の継続を推進することを目的とします。

この事業は、宮城県から交付を受けた宮城県新型コロナウイルス感染症対策民間非営利活動支援事業補助金の範囲内で、NPO等における専門家相談支援事業助成金として交付するものです。

2 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているNPO等が、活動の継続のため、専門的な知識や経験を有する各分野の専門家への相談を必要とする場合、その相談に要する費用の一部をお支払いします。

○専門家とは

社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士など

○対象となる相談とは

新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援金等の申請に係る相談、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う運営や資金計画などの課題解決のための相談（運営相談、税務相談、法律相談）など

※ 助成対象は、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談となりますので、新型コロナウイルス感染症の影響と判断できない内容に係る相談は対象外となります。また、各種書類の作成・申請代行も対象外となります。

(1) 助成対象者

NPO法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（非営利型法人に該当する法人に限る）で次の要件をすべて満たす法人

- ① 県内に主たる事務所があること
- ② 継続的に活動を行っており、引き続き活動する意思があること
- ③ 公益的な活動を行っていること
- ④ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制下でないこと

(2) 助成上限額, 助成率

1 団体当たり 5 万円を上限とし, 4 分の 3 に相当する額を助成 (千円未満切り捨て)

※ 申請は 1 団体 1 回限りです。

※ 複数回の相談をまとめて申請することも可能です。

※ 他の補助金等との併用はできません。

(3) 助成金交付申請期限

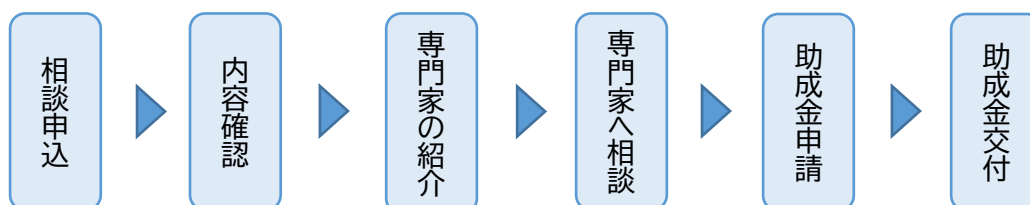
令和 3 年 2 月 8 日 (月) まで

※ ただし, 本事業予算の上限に達した際には, 期限前でも受付を締め切らせていただきます。

(4) 留意事項

令和 2 年 6 月 1 日以降に実施した相談も遡って助成の対象とします。ただし, 助成対象は, 新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談となりますので, 新型コロナウイルス感染症の影響と判断できない内容に係る相談は対象外となります。また, 各種書類の作成・申請代行も対象外となります。

3 専門家相談のお申込から助成金交付までの流れ



(1) 相談申込

- ・ 専門家相談を希望する団体は, 原則として事前にお申し込みが必要です。相談申込書 (様式第 1 号) 及び必要書類 (団体概要書 (様式第 2 号), 定款, 活動報告書, 財務諸表等) を郵送で 4 の (3) の提出先まで御提出ください。

- ・ 相談したい専門家を指名することも可能です。相談したい専門家を指名する場合は, 申込前に相談申込団体が直接専門家の内諾をお取りください。

※ 既に顧問契約を締結している専門家を指名することはできません。専門家と顧問契約し, 業務として携わっている相談は対象外となります。

(2) 内容確認

- ・ 相談申込順に, 相談申込書及び必要書類の記載内容や相談内容等の確認のため, 電話等によるヒアリングを行います。

(3) 専門家の紹介

- ・ ヒアリング後、専門家の紹介の可否について決定し、通知します。
- ・ 相談内容により、適した専門家を御紹介しますが、ヒアリングの結果によっては、専門家を紹介できないことがあります。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響と判断できない相談は対象外です。

※ 専門家を指名した場合は専門家の紹介は行いません。

(4) 専門家へ相談

- ・ 専門家紹介の決定通知後に、紹介された専門家へ直接御相談ください。
- ・ 相談したい専門家を指名した場合は、内諾を得た専門家へ直接御相談ください。

(5) 助成金申請

- ・ 助成金の申請は、専門家への相談費用のお支払い後となります。
- ・ 専門家への相談・支払いが終わった後、助成金交付申請書（様式第3号）に必要事項を記入し、必要書類（専門家相談報告書（様式第4号）、支払いがわかる領収書等）を添付の上、郵送で4の（3）の提出先まで御提出ください。

(6) 助成金交付

- ・ 提出された助成金交付申請書等を審査し、適当と認められた場合は交付決定し、通知します。
- ・ 通知後、助成金交付申請書に記載の金融機関の口座へお振り込みします。
- ・ 助成金は、千円未満の端数を切り捨てた額を交付します。

4 相談申込・助成金申請方法

(1) 提出書類及び受付期間

	相談申込	助成金申請
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 相談申込書（様式第1号）・ 団体概要書（様式第2号）・ 定款・ 活動報告書（直近1事業年度分）・ 財務諸表（直近1事業年度分）・ その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none">・ 助成金交付申請書（様式第3号）・ 専門家相談報告書（様式第4号）・ 相談に要した経費の支払いがわかる領収書の写し・ 振込先が確認できる書類（預金通帳の写し等）・ その他必要と認める書類
受付期間	令和3年1月18日（月）まで 【必着】 ※期日までに到着しなかった場合は、受理できませんので、書類を返送いたします。	令和3年2月8日（月）まで 【必着】 ※期日までに到着しなかった場合は、受理できませんので、書類を返送いたします。

(2) 提出方法

郵送により御提出ください。

(3) 提出先・お問合せ先

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 3-11-6 コーポラス島田B6

TEL : 022-791-9323 FAX : 022-791-9327

(4) 応募書類ダウンロード先

<https://www.yururu.com/>

5 個人情報の取扱い

相談申込書及び助成金交付申請書等に記載され、宮城県及び特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるにより取得された個人情報は、杜の伝言板ゆるるの個人情報の保護に関する規定に則り、適正に管理いたします。

6 その他

- ・ 提出書類等については、一切返却いたしません。
- ・ 虚偽の申告など募集要項に違反していることが判明した場合は、支払った金額について返還していただくことがあります。
- ・ 応募又は申請後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。